

2017年 2月 16日

茨城県知事 橋本 昌 殿

請願人代表 東茨城郡茨城町谷田部 295
茨城県労働組合総連合議長 石引 正則

茨城県で働く労働者の賃金引上げを求める請願書

日頃より、県内の労働者の賃金や労働条件の改善等にご尽力されていることに敬意を表します。

安倍内閣は、非正規労働者の割合が4割となり、不安定雇用、子どもの貧困につながる低賃金での雇用や電通での過労死などが社会問題となっているにもかかわらず、「世界で一番企業が活動しやすい国」を目指すとして、労働者派遣法「改悪」に続き、財界の言いなりになって「残業代ゼロ法案」と呼ばれる労基法「改正」、金銭による解雇自由化への策動など、労働者を守る労働法制の改悪を進めようとしています。

「一億総活躍社会」「働き方改革」を掲げた安倍首相は、11月の「働き方改革実現会議」で、4年連続の「ベア実施」を財界に要請しましたが、この間、賃上げは依然として一部大企業にとどまり、労働者の7割にあたる中小企業労働者や、4割に達する非正規労働者には波及せず、賃金格差が広がっています。

今求められているのは、安心して働き続けられるためのルール作りであり、最低賃金をはじめとした労働者賃金の大幅な底上げと言えます。茨城県におかれても、県職員、県で働く非正規職員の賃金引上げ、公契約条例の制定による県内労働者の賃金水準の大幅な引き上げが必要です。

つきましては、下記事項について請願法にもとづき請願します。

【請願事項】

1 最低賃金、県職員の賃金の引き上げについて

- (1) 茨城県の最低賃金を時給 1,000 円以上とするよう茨城地方最低賃金審議委員会に働きかけること。そのために、県が率先して、自ら雇用する非正規職員の時給を最低でも 1,000 円以上とすること。
- (2) 非正規職員の労働条件を正規職員との均等待遇をはかるなどして改善すること。
- (3) 県職員賃金が県内の民間労働者の賃金や地域経済に影響を及ぼすことから、県職員の賃金引上げを行うこと。

2 雇用の改善、労働行政の拡充について

- (1) 非正規雇用から正規雇用への促進をはかるよう県としての対策を講じること。
- (2) 雇用と労働者の権利を破壊する労働諸法制の改悪に反対すること。
- (3) 茨城労働局に勤務する労働基準監督官等の増員を国に要請するとともに、ブラック企業・事業所や残業代不払い、二重派遣、偽装請負などを根絶するために可能な対応をはかること。

3 公契約条例について

- (1) 茨城県で公契約条例を制定し、県発注の公務・公共業務（委託、工事請負、役務等）に関わる労働者の賃金水準を保障すること。

住	所	氏	名

(この署名は県内労働者の 17 春闘統一行動の一つです。なお、この署名は個人情報保護法に基づき目的以外には使用しません。)

